

支援金・補助金

支援策	主な概要	対象、条件	相談窓口、連絡先
家賃支援給付金	国 給付額：直近1か月の支払家賃(月額)に基づき算出した 給付額(月額)の6倍 上限：法人600万円、個人300万円	・5月～12月の売上高について①いずれか1か月の売上高が前年同月比50%以上減少、又は、②連続する3か月の売上高が前年同期比30%以上減少 申請期間：令和2年7月14日～令和3年1月15日	家賃支援給付金 コールセンター 0120-653-930
持続化給付金	国 給付額：法人 200万円、個人 100万円 上限：昨年1年間からの売上減少分(基本) ※2020年新規創業者への特例制度もあります	・ひと月の売上高が前年同月比50%以上減少 ・「持続化給付金」事務局ホームページから電子申請 ・佐賀玉屋1階にて「申請サポート会場」開設(5月21日～/要予約) 申請期間：令和2年5月1日～令和3年1月15日	申請サポート会場 電話予約 窓口 0570-077-866
チャレンジ事業者 持続化支援金	県 支援額：法人 200万円、個人 100万円 上限：事業計画等からの売上減少分	・国の持続化給付金の対象外事業者(2020年1月以降の創業者等) ・ひと月の事業収入が事業計画等から想定したひと月の事業収入比50%以上減少	佐賀県対新型コロナ事業者向け 支援制度相談センター 0952-25-7462
事業継続支援金【終了】	市 支援額：法人 20万円、個人 10万円 上乘せ：法人 プラス20万円、個人 プラス10万円	【基本】1か月の売上が前年同月比20%以上減少 【上乘せ】①1か月の売上が前年同月比50%以上減少 ②国の持続化給付金や融資等を受けた ※8月28日をもって、申請期間終了	佐賀市事業継続支援金事務局 0952-40-7125
宿泊施設支援金【終了】	県 支援額：50万円(1施設あたり)	県内の旅館組合の会員、佐賀市観光協会の会員、佐賀県観光連盟の会員のいずれか、またはそれらに類する事業者として県観光連盟が認めるもの ※6月30日をもって、申請期間終了	佐賀県観光連盟 0952-26-6754
貸切バス・タクシー支援金【終了】	県 支援額：貸切バス1台あたり10万円、タクシー1営業所あたり20万円	県内貸切バス・タクシー事業者、またはそれらに類する事業者として県観光連盟が認めるもの ※6月30日をもって、申請期間終了	佐賀県観光連盟 0952-26-6754
自動車運転代行業者 支援金【終了】	県 自動車運転代行業者への事業継続のための支援金 支援金：5万円/業者	公安委員会の認定を受けた自動車運転代行業者 ※8月31日をもって、申請期間終了	佐賀県交通政策課 0952-25-7341
あん摩等施術所支援金	県 あん摩などの医業類似行為を行う施術所への支援金 支援金：10万円/店舗	令和2年4月7日において、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に関する法律又は柔道整復師法に基づき佐賀県知事に届出を行っている、かつ新型コロナウイルス感染症防止に努めながら、事業を継続する意思がある施術所の開設者	佐賀県福祉課 0952-25-7053
新業態スタート支援 事業補助金【終了】	県 補助額：最大20万円 補助率：2/3以内	新型コロナウイルス感染症対策として、新たな業態や業種別のガイドライン等の遵守に取り組む県内中小・小規模事業者 ※8月7日をもって、申請期間終了	佐賀県対新型コロナ事業者向け 支援制度相談センター 0952-25-7462
安心快適 ファクトリー創造事業補助 【終了】	県 生産設備のレイアウト変更や電子化対応の経費補助 補助上限額：1事業所あたり300万円 補助率：2/3以内、ただし一定条件を満たしている場合は3/4以内	3密状態の解消やテレワーク環境の整備などの取り組みを推進するものづくりに携わる中小企業者 ※9月16日をもって、申請期間終了	佐賀県ものづくり産業策課 0952-25-7421
新たなまちづくり チャレンジ支援(県) 【終了】	県 新たなまちづくりへの取組に要する費用の補助 補助額：上限150万円、下限30万円 補助率：3/4以内	地域に根差した5事業者以上の商業者グループ及び商店街(取組例)「3密対策」等の感染防止対策を講じた上で実施する市民向けイベント、商業者グループ店内で利用できるクーポン券作成など ※8月31日をもって、申請期間終了	佐賀県産業政策課 0952-25-7182
さがものづくり企業販 路拡大支援	県 ものづくりに携わる中小企業者グループの展示会出展経費補助 補助上限額：出展企業5～10社 1グループあたり500万円 出展企業11社以上 1グループあたり1,000万円 補助率：2/3以内、ただし一定条件を満たしている場合は3/4以内 また、出展企業とバイヤー等とのマッチングも支援	ものづくりに携わる中小企業者グループ 2次募集期間：令和2年9月8日～令和2年12月15日	佐賀県ものづくり産業策課 0952-25-7421
さが伝統産業等支援 事業賞支援金【終了】	県 支援金：1事業者あたり10万円	国指定伝統的工芸品、県指定伝統的地場産品、その他伝統的な県産品を製造する事業者(ただし、その他各種要件があります) ※7月31日をもって、申請期間終了	佐賀県流通・貿易課 0952-25-7095

支援策	主な概要	対象、条件	相談窓口、連絡先	
支援金・補助金	高収益作物次期作支援交付金	次期作に前向きに取り組む、高収益作物農家を支援。 ①種苗等の資材購入や機械レンタルなど 基本単価 5万円/10a 高集約型品目単価 ・施設栽培の花き、大葉及びわさび 80万円/10a （施設花きは、産地で推奨する品目又は品種に限る。） ・施設栽培のマンゴー、おうとう及びぶどう 25万円/10a ②需要促進（新たな品種の導入や新たな販売契約に向けた対応） 2万円/10a	令和2年2月～4月の間に野菜・花き・果樹・茶の出荷実績等がある生産者	佐賀市農業振興課 0952-40-7117
	施設花き農家支援金	次期作に必要な種や苗の購入等を支援。 ①バラ・ユリ・カーネーション 20万円/10a ②胡蝶蘭 80万円/10a ③その他施設花き 10万円/10a ※国の高収益作物次期作支援交付金のうち、高集約型品目として支援の対象となる場合を除く	令和2年3月～8月の間に対象品目の出荷もしくは廃棄を行い、かつ次期作の取組みを行う施設花き農家	佐賀市農業振興課 0952-40-7119
	佐賀たまねぎ再生産支援補助【終了】	次期作のたまねぎ生産に要する経費補助 ①青果用として市場に出荷した場合 7万円/10a ②需要調整のために出荷しなかった場合 4万円/10a	J A、出荷業者通じた生産農家 ※9月23日をもって、申請期間終了	佐賀県園芸課 0952-25-7119
	肥育牛農家奨励金【終了】	経営体質の強化に取り組む肥育牛農家を支援 2万円～5万円/頭	肥育牛農家 ※8月11日をもって、事業参加申込受付終了	九州農政局佐賀県拠点相談窓口 0952-23-3131
	肥育牛農家支援金	肥育素牛の導入費用を支援 肉専用種：2万円、交雑種：1万円、乳用種：5千円 （すべて1頭あたり）	県内肥育牛農家	佐賀県畜産課 0952-25-7121
	肥育牛農家補助金【終了】	肉用牛の出荷にかかる経費の一部補助 肉専用種：2万円/頭	市内肥育牛農家 ※7月3日をもって、申請期間終了	佐賀市農業振興課 0952-40-7115
	【NEW】農産物直売所感染症予防対策事業	市内農産物直売所に対して、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の感染症予防対策に要する経費を支援 1店舗あたり補助上限：20万円	市産農産物の委託販売を行う市内農産物直売所等 ※商業施設内の直売所及び無人直売所を除く	佐賀市農業振興課 0952-40-7116
	間伐等木材利用促進事業費補助	市内の民有林（県・市有林等の公有林を除く）の搬出間伐及び主伐を行う際の土場から市内の市場までの輸送費を補助 1立方メートルあたり1,500円	森林所有者	佐賀市森林整備課 0952-58-2183
	【NEW】就労継続支援事業所支援事業	感染症の影響で売上が減少している市内就労継続支援事業所へ、固定経費や設備整備、販路拡大等の経費を支援 1事業所あたり上限：30万円	感染症の影響で売上が減少し、県の助成対象とはならない市内就労継続支援事業所 ※持続化給付金等、国の支援策を受けている事業所を除く	佐賀市障がい福祉課 0952-40-7255
	【NEW】生ごみ処理機導入費補助事業	市内事業者が事業所において発生する生ごみを自己処理するための生ごみ処理機を導入する費用を支援 補助率：購入費用の2/3 上限：300万円	市内に事業所を有する事業者（法人または個人事業主）	佐賀市循環型社会推進課 0952-30-2430
セーフティネット保証4号【民間系融資への信用保証】	保証割合：100% 保証枠：別枠2.8億円（5号と共有）	最近1ヵ月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少し、かつその後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期比20%以上減少が見込まれる	佐賀市商業振興課 0952-40-7102	

支援策	主な概要	対象、条件	相談窓口、連絡先
セーフティネット保証5号 【民間系融資への信用保証】	国 保証割合：80% 保証枠：別枠2.8億円（4号と共有）	最近3カ月の売上高等が前年同月比5%以上減少 （コロナに関しては見込みを含めた計算が可能）	佐賀市商業振興課 0952-40-7102
危機関連保証 【民間系融資への信用保証】	国 保証割合：100% 保証枠：別枠2.8億円（4号、5号の別枠）	最近1ヵ月間の売上高等が前年同月比15%以上減少し、かつその後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期比15%以上減少が見込まれる	佐賀市商業振興課 0952-40-7102
セーフティネット貸付の要件緩和	国 融資額：中小事業7.2億円、国民事業4,800万円 利率：中小事業 1.11%、国民事業 1.91% 貸付期間：設備 15年、運転 8年（据置3年以内）	売上高が5%以上減少という数的要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者まで融資対象に拡大	日本政策金融公庫佐賀支店 （国民）0952-22-3341 （中小）0952-24-7224
☆新型コロナウイルス感染症対応資金	県 融資額：4,000万円、利率1.3% 貸付期間：運転・設備10年（据置5年）	県内で事業を行う中小企業者	最寄りの民間金融機関
利子補給・信用保証料ゼロ 【☆の佐賀県制度融資】	県 利子補給：3年間 信用保証料：ゼロ	セーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証の認定	佐賀県産業政策課 0952-25-7093
①新型コロナウイルス感染症特別貸付 【政府系・無利子無担保融資】	国 融資額：中小事業6億円、国民事業8,000万円 利率：当初3年間基準金利▲0.9% 貸付期間：設備20年、運転15年（据置5年）	最近1ヵ月の売上高が前年又は前々年の同期比5%以上減少	日本政策金融公庫佐賀支店 （国民）0952-22-3341 （中小）0952-24-7224
②危機対応融資 【政府系・無利子無担保融資】	国 融資額：6億円 利率：当初3年間基準金利▲0.9% 貸付期間：設備20年、運転15年（据置5年）	最近1ヵ月の売上高が前年又は前々年の同期比5%以上減少	商工中金佐賀支店 0952-23-8121
③新型コロナウイルス対策マル経融資 【政府系・無利子無担保融資】	国 融資額：別枠1,000万円 利率：当初3年間基準金利▲0.9% 貸付期間：設備10年（据置4年）、運転7年（据置3年）	最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期比5%以上減少 （商工会議所、商工会等の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に限る）	佐賀市南商工会 0952-47-2590 佐賀市北商工会 0952-62-0174
特別利子補給制度 【①～③の政府系無利子無担保融資】	国 利子補給：当初3年間 補給対象上限：①、③…中小企業2億円、国民事業4,000万円 ②…2億円	・個人事業主：要件なし ・小規模事業者（法人）：売上高15%以上減少 ・中小企業者（上記を除く事業者）：売上高20%以上減少	中小企業金融相談窓口 0570-783183
小規模企業共済制度の貸付、延滞利子免除等	国 貸付額：最大2,000万円（納付した掛け金の7～9割の範囲内） 利率：無利子 貸付期間：500万円以下は4年、505万円以上は6年（据置1年）	最近1ヵ月の売上高が前年又は前々年の同期比5%以上減少した小規模企業共済の貸付資格を有する契約者 ※その他延滞利子の免除、掛け金の納付期限延長も相談可能	中小企業基盤整備機構 050-5541-7171
【農林漁業】 農林漁業セーフティネット資金	国 融資額：一般 1,200万円 / 特認 12/12以内 利率：0.16% （ただし貸付当初5年間は実質無利子・無担保） 貸付期間：10年以内（据置3年以内）	新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障をきたしている、またはきたすおそれのある主業農林漁業者等。 *業種などにより、融資の詳細が異なりますので、まずは、相談をしてください	日本政策金融公庫 佐賀支店農林水産事業 0952-27-4120
【農業】 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金（アグリマイティ資金）	国 融資額：100万円から新型コロナウイルス感染症の影響による減収分の範囲 貸付利率：無利子 貸付期間：短期1年以内、長期5年以内（据置あり）	新型コロナウイルス感染症により直接または間接的に農業経営へ影響を受けたJA組合員	佐賀県信用農業協同組合連合会 融資部農業融資センター 0952-25-5171
【林業】 林業・木材産業災害復旧対策保証	国 保証限度額：8,000万円 保証期間：設備15年、運転5年（据置3年以内） 保証料の特例：最大で5年間保証料免除	新型コロナウイルス感染症による影響により、事業継続に支障をきたしている林業・木材産業の経営者	独立行政法人農林漁業信用基金 03-3294-5585

資金繰り

支援策	主な概要	対象、条件	相談窓口、連絡先	
雇用・労働	雇用調整助成金 （休業手当の助成）	助成額上限：労働者1人1日あたり 15,000 円 助成率（解雇等行わない場合）：中小企業 10/10、大企業 3/4 ※助成額、助成率は、令和2年4月1日～令和3年2月28日分の特例です ※令和2年4月1日以前の助成額上限は、労働者1人1日あたり8,330円で、助成率も異なります	新型コロナウイルス感染症の影響を受け経済活動の縮小を余儀なくされ、労働者に休業手当の支払い、教育訓練等を行った ※継続雇用期間6ヵ月未満や雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象	佐賀労働局職業安定部 0952-38-7178
	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（労働者への支援金）	給付額：休業前の1日当たり平均賃金×80%×（各月の日数一就労した又は労働者の都合で休んだ日数） 1日当たり支給額上限：11,000円	令和2年4月1日から令和3年2月28日の間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276
	小学校休業等対応助成金 【労働者を雇用する事業者】	助成額上限（労働者1人1日あたり） ・令和2年2月27日～3月31日 8,330円 ・令和2年4月1日～令和3年2月28日 15,000円 助成率：100%	臨時休校等に伴いの子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた場合	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999
	小学校休業等対応支援金 【フリーランス】	支給額（就業できなかった日1日あたり定額） ・令和2年2月27日～3月31日 4,100円 ・令和2年4月1日～令和3年2月28日 7,500円	臨時休校等に伴いの子の世話をを行う必要が生じ、契約した仕事ができなくなった場合	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999
猶予・減免	【支払い猶予】 水道・下水道・市営浄化槽	水道料金、下水道使用料、市営浄化槽使用料の支払い猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金等の支払いが困難となった場合	佐賀市上下水道局 0952-33-1313 ※川副町、東与賀町にお住まいの方は、佐賀東部水道企業団 0952-30-6212
	【納税猶予・徴収猶予】 税の徴収猶予（特例）	令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する国税・県税・市税の徴収を1年間猶予（担保の提供不要、期間中の延滞金なし、事前申請が必要）	新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している税の納付が困難な納税者・特別徴収義務者	国税：佐賀税務署 0952-32-7511 県税：佐賀県税事務所納税課 0952-30-3162 市税：佐賀市納税課 0952-40-7076
	法人に対する 税の申告期限延長	新型コロナウイルスの影響により期限内の申告が困難な場合、国税（法人税・消費税等）・県税（法人県民税・法人事業税）・市税（法人市民税）の申告・納付期限を延長（事前申請不要）	申告が可能になり次第、申告・納付と併せて延長申請手続きが必要	国税：佐賀税務署 0952-32-7511 県税：佐賀県税事務所納税課 0952-30-3168 市税：佐賀市市民税課 0952-40-7063
	【NEW】 令和3年度固定資産税・都市計画税の軽減	新型コロナウイルスの影響で事業収入が減少している中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋（土地は対象外）について、事業収入の減少割合に応じて、令和3年度課税の固定資産税・都市計画税の課税標準額を軽減する。 軽減割合：令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月の期間の事業収入の合計が前年同期間と比べて、 ・50%以上減少：全額 ・30～50%未満減少：1/2	対象者；新型コロナウイルスの影響で事業収入が減少している中小企業者 ※軽減措置を受けるためには、「認定経営革新等支援機関等」により本特例措置の適用要件を満たしていることの確認を受けたうえで、令和3年2月1日までに佐賀市資産税課へ軽減の申告が必要	中小企業庁 固定資産税等の軽減相談窓口 0570-077322 佐賀市資産税課 0952-40-7071（事業用家屋） 0952-40-7073（償却資産）

支援策	主な概要	対象、条件	相談窓口、連絡先	
猶予・減免	【納付猶予】 厚生年金保険料	国 厚生年金保険料の納付の猶予が認められる場合があります 厚生年金保険料を一時に納付することで事業の継続等が困難になるおそれがある場合など	佐賀年金事務所 0952-31-4193	
	電気・ガス、NHK、固定・携帯電話	— 各事業者に支払いの猶予など、迅速かつ柔軟に対応するよう要請がされています	各事業者にお尋ねください。	
その他	佐賀よろずコロナ対策支援窓口	国 持続化給付金、家賃支援給付金の申請書作成方法等の相談・支援（※申請代行は行いません）	持続化給付金、家賃支援給付金等申請予定の事業者 佐賀よろず支援拠点ホームページ https://with-biz.jp/news/5105.html	佐賀よろずコロナ対策支援窓口 0952-37-9507
	文化芸術祭“LiveS Beyond” 【受付終了】	県 【県内所在のライブハウス、ライブバー、ジャズバー等支援】 無観客（少人数可）ライブの配信を支援。公演1回当たり、最大50万円の制作費を支給（席数により、金額は異なります）	詳細はLiveS Beyond公式サイトで要確認 LiveS Beyond 公式サイト https://www.livesbeyond.jp ※8月21日をもって参加団体の受付終了	ライブスビヨンド事務局 電話：080-8371-9160 メール：info@livesbeyond.jp
	欠損金の繰戻し還付（特例）	国 前年度黒字で、今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることが可能	「現行：資本金1億円以下」を「特例：資本金10億円以下」の法人に拡大	佐賀税務署 0952-32-7511（代表） （→法人税部門へ）
	施設用の消毒液の配布	市 次亜系消毒液の配布（1回あたりの配布量は1事業所あたり20Lまで）	市内の公共施設や民間の医療施設及び介護施設、保育園などの関係者 6月1日からは、自粛要請の解除を受け、事業を再開される飲食店、旅館等を配布対象に追加（事前予約が必要）	佐賀市上下水道局 0952-33-1334
	ふるさと納税PR	市 地場産品のPRとともに、事業者支援を兼ね、ポータルサイトを活用したふるさと納税のPRを行う	佐賀市内に本店を有する法人・団体・個人事業主	佐賀市観光協会 0952-20-1107
	ECサイトを活用した市産品販売促進	市 インターネット上のウェブサイトを活用して、市産品の販売促進を行う	—	佐賀市観光協会 0952-20-2200
	【NEW】地場産品マッチングサイト構築支援事業	市 事業者の新たな販路開拓、地場産品の効果的な情報発信等を後押しするために地場産品とバイヤーをマッチングできる商談WEBサイトの構築を支援	市内事業者	佐賀市商業振興課 0952-40-7106
	【NEW】中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業	市 デジタル技術を活用した非対面型のビジネスモデルへの転換やテレワーク導入などの生産性向上に積極的に取り組む市内中小企業・小規模企業を支援	市内中小企業・小規模企業	佐賀市工業振興課 0952-40-7101
	【NEW】テレワーク導入支援室	市 テレワーク導入に関する各種相談に対する助言や、企業への訪問によるテレワーク導入のための各種課題解決に向けた助言や支援策を紹介	市内事業者 ※11月2日から開設しています	佐賀市テレワーク推進支援室 0952-37-1319
	【NEW】テイクアウト用紙袋の無料配布	市 食品のテイクアウト（持ち帰り対応）を実施する事業者に対してテイクアウト用の紙袋を配布（1事業所につき、最大600袋まで） 【サイズ(cm)】小：26×26×16／中：29×30×20／大：31×36×25 ※各サイズ200袋単位での申し込み（内訳は任意）	飲食店営業許可等を取得し、食品のテイクアウトを実施している佐賀市内の事業者（飲食店営業許可書等のコピーの提出が必要になります） 申込期間：令和2年12月1日～令和3年1月31日 ※先着順、なくなり次第終了 配布期間：令和3年2月8日～	月刊ぶらざ モットカ事務局 0952-34-5150